

(19)日本国特許庁(JP)

(12)公開特許公報(A)

(11)公開番号

特開2022-66670
(P2022-66670A)

(43)公開日 令和4年5月2日(2022.5.2)

(51)国際特許分類

G 1 6 H 20/10 (2018.01)

F I

G 1 6 H 20/10

テーマコード(参考)

5 L 0 9 9

審査請求 未請求 請求項の数 9 O L (全20頁)

(21)出願番号 特願2020-175153(P2020-175153)
(22)出願日 令和2年10月19日(2020.10.19)

(71)出願人 502265688
株式会社 J M D C
東京都港区芝大門二丁目 5 番 5 号
(74)代理人 100145713
弁理士 加藤 竜太
(74)代理人 100165157
弁理士 芝 哲央
(72)発明者 原 一史
東京都港区芝大門二丁目 5 番 5 号 株式
会社 J M D C 内
(72)発明者 鈴木 秀実
東京都港区芝大門二丁目 5 番 5 号 株式
会社 J M D C 内
F ターム(参考) 5L099 AA25

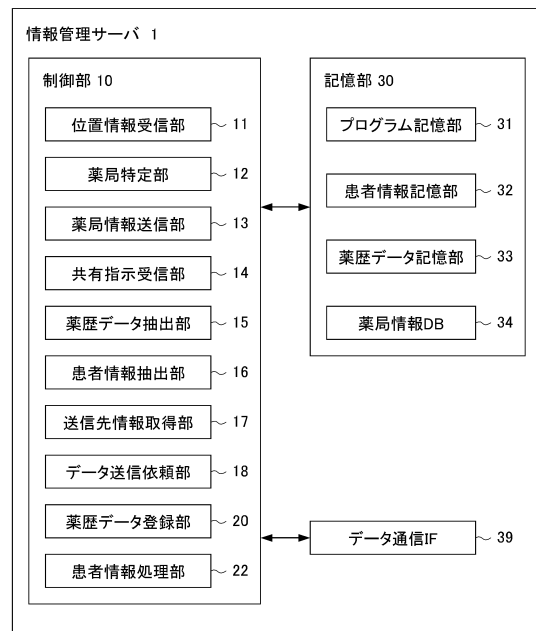
(54)【発明の名称】 薬歴データ送信システム、情報管理サーバ及び端末プログラム

(57)【要約】 (修正有)

【課題】薬局に対して新たな装置の導入を必要とせず、しかも患者の利便性を向上させた薬歴データ送信システム、情報管理サーバ及び端末プログラムを提供する。

【解決手段】薬歴データ送信システム100において、情報管理サーバ1は、患者端末の現在位置情報を取得する位置情報受信部11と、薬局情報DB(データベース)34を参照して、近傍の位置にある薬局を特定する薬局特定部12と、患者に処方された薬剤に関する薬歴データ記憶する薬歴データ記憶部33と、特定した薬局に患者に処方された薬剤に関する薬歴データの送信を依頼する薬データ送信依頼部18と、を具備する。

【選択図】図2



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

患者が携行する患者端末と、
前記患者端末に対して通信可能に接続され情報管理サーバと、
を備えた薬歴データ送信システムであって、
前記患者端末は、患者を識別する患者識別情報と共に現在位置情報を前記情報管理サーバに送信する位置情報送信手段を備え、
前記情報管理サーバは、
患者に処方された薬剤に関する薬歴データを、前記患者識別情報に対応付けて記憶する薬歴データ記憶部と、
前記患者端末から前記現在位置情報を受信する位置情報受信手段と、
前記位置情報受信手段が受信した前記現在位置情報に基づいて、各薬局の住所及び送信先情報を含む属性情報を記憶した薬局情報データベースから前記患者端末の近傍位置にある薬局を特定する薬局特定手段と、
前記位置情報受信手段が受信した前記患者識別情報に基づいて、前記薬歴データ記憶部に記憶された前記患者端末の患者に対応する前記薬歴データを抽出する薬歴データ抽出手段と、
前記薬局特定手段により特定した前記薬局の前記送信先情報を、前記薬局情報データベースから取得する送信先情報取得手段と、
前記送信先情報取得手段により取得した前記送信先情報に対応する装置に、前記送信先情報を宛先にした、前記薬歴データ抽出手段により抽出した前記薬歴データの送信を依頼する薬歴データ送信依頼手段と、
を備える、薬歴データ送信システム。

10

20

【請求項 2】

請求項 1 に記載の薬歴データ送信システムにおいて、
前記患者端末は、
前記患者が医療機関から受け取った処方箋から処方データを取得する処方データ取得手段と、
前記処方データ取得手段により取得した前記処方データを、前記患者識別情報と共に前記情報管理サーバに送信する処方データ送信手段と、
を備え、
前記情報管理サーバは、前記患者端末から受信した前記処方データに含まれる前記薬歴データを、前記患者識別情報に対応付けて前記薬歴データ記憶部に登録する薬歴データ登録手段を備える、薬歴データ送信システム。

30

【請求項 3】

請求項 1 に記載の薬歴データ送信システムにおいて、
前記情報管理サーバは、
レセプトデータを記憶したレセプトデータベースから、前記患者のレセプトデータを受信するレセプトデータ受信手段と、
レセプトデータ受信手段により受信した前記レセプトデータに含まれる前記薬歴データを、前記患者識別情報に対応付けて前記薬歴データ記憶部に登録する薬歴データ登録手段と、
を備える、薬歴データ送信システム。

40

【請求項 4】

請求項 1 から請求項 3 までのいずれかに記載の薬歴データ送信システムにおいて、
前記情報管理サーバは、前記薬局特定手段が特定した前記薬局に係る薬局情報を、前記薬局情報データベースから取得して、前記患者端末に送信する薬局情報送信手段を備え、
前記患者端末は、
前記情報管理サーバから受信した前記薬局情報を出力する薬局情報出力手段と、
前記薬局情報に示される前記薬局への前記薬歴データの送信に係る指示情報を、前記情報

50

管理サーバに送信する指示送信手段と、
を備え、

前記薬歴データ送信依頼手段は、前記指示情報を受け付けた場合に、前記薬歴データの送信を前記装置に依頼する、薬歴データ送信システム。

【請求項 5】

請求項 4 に記載の薬歴データ送信システムにおいて、

前記薬局情報送信手段は、前記患者端末の近傍位置にある複数の前記薬局の前記薬局情報を、前記患者端末に送信し、

前記薬局情報出力手段は、前記現在位置情報との距離に基づいて複数の前記薬局情報を出し、

前記指示送信手段は、一の前記薬局の指定を含む前記指示情報を、前記情報管理サーバに送信する、薬歴データ送信システム。

【請求項 6】

請求項 1 から請求項 5 までのいずれかに記載の薬歴データ送信システムにおいて、

前記情報管理サーバは、

患者の既往歴及びアレルギー歴を含む患者情報を、前記患者識別情報に対応付けて記憶した患者情報記憶部と、

前記位置情報受信手段が受信した前記患者識別情報に基づいて、前記患者情報記憶部から前記患者情報を抽出する患者情報抽出手段と、

前記薬歴データ送信依頼手段による送信と共に、前記患者情報抽出手段が抽出した当該患者の前記患者情報の送信を、前記装置に対して依頼する患者情報送信依頼手段と、

を備える、薬歴データ送信システム。

【請求項 7】

請求項 6 に記載の薬歴データ送信システムにおいて、

前記情報管理サーバは、

前記患者端末に前記患者情報を入力するための入力フォームを送信するフォーム送信手段と、

前記入力フォームにしたがって入力された前記患者情報を、前記患者端末から受信する患者情報受信手段と、

前記患者情報受信手段が受信した前記患者情報を、前記患者情報記憶部に記憶する患者情報更新手段と、

を備える、薬歴データ送信システム。

【請求項 8】

患者が携行する患者端末に対して通信可能に接続され情報管理サーバであって、

患者に処方された薬剤に関する薬歴データを、患者を識別する患者識別情報に対応付けて記憶する薬歴データ記憶部と、

前記患者端末から前記患者識別情報と共に前記患者端末の現在位置情報を受信する位置情報受信手段と、

前記位置情報受信手段が受信した前記現在位置情報に基づいて、各薬局の住所及び送信先情報を含む属性情報を記憶した薬局情報データベースから前記患者端末の近傍位置にある薬局を特定する薬局特定手段と、

前記患者識別情報に基づいて、前記薬歴データ記憶部に記憶された前記患者端末の患者に対応する前記薬歴データを抽出する薬歴データ抽出手段と、

前記薬局特定手段により特定した前記薬局の前記送信先情報を、前記薬局情報データベースから取得する送信先情報取得手段と、

前記送信先情報取得手段により取得した前記送信先情報に対応する装置に、前記送信先情報を宛先にした、前記薬歴データ抽出手段により抽出した前記薬歴データの送信を依頼する薬歴データ送信依頼手段と、

を備える、情報管理サーバ。

【請求項 9】

10

20

30

40

50

患者が携行する患者端末で実行する端末プログラムであって、
 前記患者端末を、
 前記患者に処方された薬剤に関する薬歴データを表示部に表示する薬歴データ出力手段と
 、
 前記薬歴データを所定の薬局と共有するための指示を受け付けたことに応じて、現在位置
 情報を取得して、前記患者を識別する患者識別情報と共に前記現在位置情報を情報管理サ
 ーバに送信する位置情報送信手段と、
 前記位置情報送信手段が送信した前記現在位置情報の近傍位置にある薬局に係る薬局情報
 を、前記情報管理サーバから受信して前記表示部に表示する薬局情報出力手段と、
 前記薬局情報に示される前記薬局を前記所定の薬局として、前記薬歴データを共有するた
 めのFAX送信に係る指示情報を、前記情報管理サーバに送信する指示送信手段と、
 として機能させるための端末プログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、薬歴データ送信システム、情報管理サーバ及び端末プログラムに関する。

【背景技術】

【0002】

従来、患者が医療機関から受け取った処方箋を薬局の薬剤師に渡す際に、お薬手帳を一
 緒に渡すと、薬剤師は、お薬手帳を確認し、患者が今まで使用していた薬剤等を把握する。
 お薬手帳とは、薬の服用履歴の他、既往歴、アレルギー等の、医療関係者に必要な患者の
 情報を記載した手帳をいう。

しかし、患者によっては、お薬手帳を薬局に持っていくのを忘れる場合がある。このよ
 うな現状を鑑み、お薬手帳のデータを、お薬手帳システムのセンターにデータベースとして
 有するようにしたシステムが開示されている（例えば、特許文献1参照）。

しかし、特許文献1に記載のシステムを薬局が使用するためには、システムに対応したレ
 セプトコンピュータや薬局情報端末を設置する必要があり、特に小規模の薬局にとって負
 担のかかるものであった。

【0003】

また、お薬手帳を電子化した電子版のお薬手帳が普及しつつある。電子版のお薬手帳は、
 紙ベースのお薬手帳に代わり、患者が日常的に所持しているスマートフォン等の携帯端末
 に、お薬手帳の内容を表示させるものである。

しかし、患者が自身の携帯端末を薬剤師に渡してくれないと、薬剤師は、患者の携帯端末
 に表示されたお薬手帳の内容を見ることができない。そのため、実際には、薬剤師は、携
 帯端末にお薬手帳が表示されている、という状態のみの確認にとどまり、お薬手帳の内
 容を確認できない場合があった。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献1】特開2006-288473号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

本発明は、薬局に対して新たな装置の導入を必要とせず、しかも患者の利便性を向上させ
 た薬歴データ送信システム、情報管理サーバ及び端末プログラムを提供することを目的と
 する。

【課題を解決するための手段】

【0006】

本発明は、患者が携行する患者端末と、前記患者端末に対して通信可能に接続され情報管
 理サーバと、を備えた薬歴データ送信システムであって、前記患者端末は、患者を識別す

る患者識別情報と共に現在位置情報を前記情報管理サーバに送信する位置情報送信手段を備え、前記情報管理サーバは、患者に処方された薬剤に関する薬歴データを、前記患者識別情報に対応付けて記憶する薬歴データ記憶部と、前記患者端末から前記現在位置情報を受信する位置情報受信手段と、前記位置情報受信手段が受信した前記現在位置情報に基づいて、各薬局の住所及び送信先情報を含む属性情報を記憶した薬局情報データベースから前記患者端末の近傍位置にある薬局を特定する薬局特定手段と、前記位置情報受信手段が受信した前記患者識別情報に基づいて、前記薬歴データ記憶部に記憶された前記患者端末の患者に対応する前記薬歴データを抽出する薬歴データ抽出手段と、前記薬局特定手段により特定した前記薬局の前記送信先情報を、前記薬局情報データベースから取得する送信先情報取得手段と、前記送信先情報取得手段により取得した前記送信先情報に対応する装置に、前記送信先情報を宛先にした、前記薬歴データ抽出手段により抽出した前記薬歴データの送信を依頼する薬歴データ送信依頼手段と、を備える、薬歴データ送信システムに関する。

10

【0007】

また、薬歴データ送信システムにおいて、前記患者端末は、前記患者が医療機関から受け取った処方箋から処方データを取得する処方データ取得手段と、前記処方データ取得手段により取得した前記処方データを、前記患者識別情報と共に前記情報管理サーバに送信する処方データ送信手段と、を備え、前記情報管理サーバは、前記患者端末から受信した前記処方データに含まれる前記薬歴データを、前記患者識別情報に対応付けて前記薬歴データ記憶部に登録する薬歴データ登録手段を備えてもよい。

20

【0008】

また、薬歴データ送信システムにおいて、前記情報管理サーバは、レセプトデータを記憶したレセプトデータベースから、前記患者のレセプトデータを受信するレセプトデータ受信手段と、レセプトデータ受信手段により受信した前記レセプトデータに含まれる前記薬歴データを、前記患者識別情報に対応付けて前記薬歴データ記憶部に登録する薬歴データ登録手段と、を備えてもよい。

【0009】

また、薬歴データ送信システムにおいて、前記情報管理サーバは、前記薬局特定手段が特定した前記薬局に係る薬局情報を、前記薬局情報データベースから取得して、前記患者端末に送信する薬局情報送信手段を備え、前記患者端末は、前記情報管理サーバから受信した前記薬局情報を出力する薬局情報出力手段と、前記薬局情報に示される前記薬局への前記薬歴データの送信に係る指示情報を、前記情報管理サーバに送信する指示送信手段と、を備え、前記薬歴データ送信依頼手段は、前記指示情報を受け付けた場合に、前記薬歴データの送信を前記装置に依頼してもよい。

30

【0010】

また、薬歴データ送信システムにおいて、前記薬局情報送信手段は、前記患者端末の近傍位置にある複数の前記薬局の前記薬局情報を、前記患者端末に送信し、前記薬局情報出力手段は、前記現在位置情報との距離に基づいて複数の前記薬局情報を出力し、前記指示送信手段は、一の前記薬局の指定を含む前記指示情報を、前記情報管理サーバに送信してもよい。

40

【0011】

また、薬歴データ送信システムにおいて、前記情報管理サーバは、患者の既往歴及びアレルギー歴を含む患者情報を、前記患者識別情報に対応付けて記憶した患者情報記憶部と、前記位置情報受信手段が受信した前記患者識別情報に基づいて、前記患者情報記憶部から前記患者情報を抽出する患者情報抽出手段と、前記薬歴データ送信依頼手段による送信と共に、前記患者情報抽出手段が抽出した当該患者の前記患者情報の送信を、前記装置に対して依頼する患者情報送信依頼手段と、を備えてもよい。

【0012】

また、薬歴データ送信システムにおいて、前記情報管理サーバは、前記患者端末に前記患者情報を入力するための入力フォームを送信するフォーム送信手段と、前記入力フォーム

50

にしたがって入力された前記患者情報を、前記患者端末から受信する患者情報受信手段と、前記患者情報受信手段が受信した前記患者情報を、前記患者情報記憶部に記憶する患者情報更新手段と、を備えてもよい。

【0013】

また、本発明は、患者が携行する患者端末に対して通信可能に接続され情報管理サーバであって、患者に処方された薬剤に関する薬歴データを、患者を識別する患者識別情報に対応付けて記憶する薬歴データ記憶部と、前記患者端末から前記患者識別情報と共に前記患者端末の現在位置情報を受信する位置情報受信手段と、前記位置情報受信手段が受信した前記現在位置情報に基づいて、各薬局の住所及び送信先情報を含む属性情報を記憶した薬局情報データベースから前記患者端末の近傍位置にある薬局を特定する薬局特定手段と、前記患者識別情報に基づいて、前記薬歴データ記憶部に記憶された前記患者端末の患者に対応する前記薬歴データを抽出する薬歴データ抽出手段と、前記薬局特定手段により特定した前記薬局の前記送信先情報を、前記薬局情報データベースから取得する送信先情報取得手段と、前記送信先情報取得手段により取得した前記送信先情報に対応する装置に、前記送信先情報を宛先にした、前記薬歴データ抽出手段により抽出した前記薬歴データの送信を依頼する薬歴データ送信依頼手段と、を備える、情報管理サーバに関する。

10

【0014】

また、本発明は、患者が携行する患者端末で実行する端末プログラムであって、前記患者端末を、前記患者に処方された薬剤に関する薬歴データを表示部に出力する薬歴データ出力手段と、前記薬歴データを所定の薬局と共有するための指示を受け付けたことに応じて、現在位置情報を取得して、前記患者を識別する患者識別情報と共に前記現在位置情報を情報管理サーバに送信する位置情報送信手段と、前記位置情報送信手段が送信した前記現在位置情報の近傍位置にある薬局に係る薬局情報を、前記情報管理サーバから受信して前記表示部に出力する薬局情報出力手段と、前記薬局情報に示される前記薬局を前記所定の薬局として、前記薬歴データを共有するためのFAX送信に係る指示情報を、前記情報管理サーバに送信する指示送信手段と、として機能させるための端末プログラムに関する。

20

【発明の効果】

【0015】

本発明によれば、薬局に対して新たな装置の導入を必要とせず、しかも患者の利便性を向上させた薬歴データ送信システム、情報管理サーバ及び端末プログラムを提供することができる。

30

【図面の簡単な説明】

【0016】

【図1】本実施形態に係る薬歴データ送信システムの全体概要図である。

【図2】本実施形態に係る情報管理サーバの機能ブロック図である。

【図3】本実施形態に係る患者端末の機能ブロック図である。

【図4】本実施形態に係る患者端末での表示例を示す図である。

【図5】本実施形態に係る薬歴データ送信システムの薬歴データ提供処理を示すフローチャートである。

【図6】本実施形態に係る情報管理サーバの薬歴データ送信依頼処理を示すフローチャートである。

40

【図7】本実施形態に係るFAX装置に送信されるFAX書面の構成例を示す図である。

【図8】本実施形態に係るFAX書面の具体例を示す図である。

【図9】本実施形態に係る薬歴データ送信システムの処方箋登録処理を示すフローチャートである。

【図10】本実施形態に係る薬歴データ送信システムの患者情報登録処理を示すフローチャートである。

【発明を実施するための形態】

【0017】

以下、本発明を実施するための形態について、図を参照しながら説明する。なお、これは

50

、あくまでも一例であって、本発明の技術的範囲はこれに限られるものではない。

(実施形態)

< 薬歴データ送信システム 100 の全体構成 >

図 1 は、本実施形態に係る薬歴データ送信システム 100 の全体概要図である。

図 2 は、本実施形態に係る情報管理サーバ 1 の機能ブロック図である。

図 3 は、本実施形態に係る患者端末 4 の機能ブロック図である。

【0018】

図 1 に示す薬歴データ送信システム 100 は、薬局 A に処方箋 p を持参した患者が、例えば、患者自身が所持する端末である患者端末 4 を操作して、患者自身の薬歴データ等を薬局 A の F A X 装置 8 A に送信するシステムである。薬歴データ送信システム 100 では、患者がいる場所にある薬局 A を、患者端末 4 に表示させる。患者は、表示された薬局 A を確認の上、指示の操作をすると、情報管理サーバ 1 が、患者の薬歴データと患者情報とを、薬局 A の F A X 装置 8 A に送信するための処理を行う。

ここで、薬歴データとは、患者が受領した薬剤に関する薬剤服用歴（以下、薬歴ともいう。）のデータをいう。また、患者情報とは、薬局で初回来店時等に記入する問診票の内容を含むものであり、例えば、氏名、生年月日等の患者の属性情報の他、既往歴やアレルギー歴を含む情報をいう。

【0019】

図 1 に示すように、薬歴データ送信システム 100 は、情報管理サーバ 1 と、患者端末 4 と、F A X サーバ 7 a と、電子メールサーバ 7 b と、F A X 装置 8（8 A, 8 B）と、P C（パーソナルコンピュータ）9（9 C）とを備える。なお、以降の説明において、例えば、薬局 A のように特定の薬局を指定する場合には、F A X 装置 8 A と記載し、薬局を特定しない場合には、単に F A X 装置 8 と記載する。P C 9 についても同様である。

情報管理サーバ 1 と、患者端末 4 と、F A X サーバ 7 a と、電子メールサーバ 7 b と、F A X 装置 8 と、P C 9 とは、通信ネットワーク N を介して接続可能になっている。通信ネットワーク N は、インターネット回線等であり、有線であるか無線であるかを問わない。

【0020】

< 情報管理サーバ 1 >

情報管理サーバ 1 は、薬局の F A X 装置 8 に、患者の薬歴データ等を F A X 送信等する処理を行う。また、情報管理サーバ 1 は、処方箋をデータ化した処方データや患者情報を、患者端末 4 から受信して記憶する処理を行う。

情報管理サーバ 1 は、例えば、当該薬歴データ送信システム 100 のサービスを運営する運営会社が有する。

【0021】

図 2 に示すように、情報管理サーバ 1 は、制御部 10 と、記憶部 30 と、データ通信 I F（インタフェース）39 とを備える。

制御部 10 は、情報管理サーバ 1 の全体を制御する中央処理装置（C P U）である。制御部 10 は、記憶部 30 に記憶されているオペレーティングシステム（O S）やアプリケーションプログラムを適宜読み出して実行することにより、上述したハードウェアと協働し、各種機能を実行する。

【0022】

制御部 10 は、位置情報受信部 11（位置情報受信手段）と、薬局特定部 12（薬局特定手段）と、薬局情報送信部 13（薬局情報送信手段）と、共有指示受信部 14 と、薬歴データ抽出部 15（薬歴データ抽出手段）と、患者情報抽出部 16（患者情報抽出手段）と、送信先情報取得部 17（送信先情報取得手段）と、データ送信依頼部 18（薬歴データ送信依頼手段、患者情報送信依頼手段）と、薬歴データ登録部 20（薬歴データ登録手段）と、患者情報処理部 22（フォーム送信手段、患者情報受信手段、患者情報更新手段）とを備える。

【0023】

位置情報受信部 11 は、患者端末 4 の現在位置を示す現在位置情報を、患者 I D（I D e

10

20

30

40

50

notification)と共に患者端末4から受信する。患者IDは、患者を識別する識別情報である。

薬局特定部12は、薬局情報DB(データベース)34のデータを参照して、位置情報受信部11が受信した現在位置情報に近傍の位置にある薬局を特定する。

薬局情報送信部13は、薬局特定部12が特定した薬局に係る薬局情報を、薬局情報DB34から取得して、患者端末4に送信する。ここで、薬局情報とは、例えば、薬局名、住所、営業時間等の情報をいう。

【0024】

共有指示受信部14は、薬局情報に示される薬局に対する薬歴データの共有に係る指示情報を、患者端末4から受信する。

薬歴データ抽出部15は、位置情報受信部11が受信した患者IDに基づいて、薬歴データ記憶部33に記憶された薬歴データを抽出する。薬歴データ抽出部15は、例えば、過去半年分や、過去3回分といった、予め定められた条件に合致する薬歴データを抽出する。

患者情報抽出部16は、位置情報受信部11が受信した患者IDに基づいて、患者情報記憶部32から患者情報を抽出する。

【0025】

送信先情報取得部17は、薬局特定部12により特定した薬局の送信先情報を、薬局情報DB34から取得する。ここで、薬局の送信先情報とは、例えば、当該薬局のFAX番号をいう。その他、薬局の送信先情報は、例えば、当該薬局の電子メールアドレスであつてもよい。

【0026】

データ送信依頼部18は、送信先情報取得部17により取得した送信先情報がFAX番号の場合に、送信先情報に対応する装置であるFAXサーバ7aに、薬歴データ抽出部15により抽出した薬歴データと、患者情報抽出部16により抽出した患者情報との送信を依頼する。その際、データ送信依頼部18は、送信先情報取得部17により取得した送信先情報を、薬歴データ等を送信する宛先にする。そうすることで、FAXサーバ7aは、受信した薬歴データ等を、送信先情報が示す薬局のFAX装置8に送信する。

同様に、データ送信依頼部18は、送信先情報取得部17により取得した送信先情報が電子メールアドレスの場合には、送信先情報に対応する装置である電子メールサーバ7bに、薬歴データと患者情報との送信を依頼する。

【0027】

薬歴データ登録部20は、患者端末4から処方データを受信する。そして、薬歴データ登録部20は、受信した処方データに含まれる薬歴データを、患者IDに対応付けて薬歴データ記憶部33に登録する。ここで、処方データとは、処方箋を電子化したデータをいう。

患者情報処理部22は、患者端末4に患者情報を入力するための入力フォームを送信する。そして、患者情報処理部22は、入力フォームにしたがって入力された患者情報を、患者端末4から受信する。その後、患者情報処理部22は、受信した患者情報を、患者情報記憶部32に記憶する。

なお、これらの各機能の詳細な説明については、後述する。

【0028】

記憶部30は、制御部10が各種の処理を実行するために必要なプログラム、データ等を記憶するためのハードディスク、半導体メモリ素子等の記憶領域である。

なお、コンピュータとは、制御部、記憶装置等を備えた情報処理装置をいい、情報管理サーバ1は、制御部10、記憶部30等を備えた情報処理装置であり、コンピュータの概念に含まれる。

記憶部30は、プログラム記憶部31と、患者情報記憶部32と、薬歴データ記憶部33と、薬局情報DB34とを記憶している。

【0029】

10

20

30

40

50

プログラム記憶部 31 は、各種のプログラムを記憶する記憶領域である。プログラム記憶部 31 は、例えば、情報管理サーバ 1 の制御部 10 が実行する各種の機能を行うためのプログラムを記憶する。

患者情報記憶部 32 は、患者情報を記憶する記憶領域である。患者情報は、例えば、患者 ID をキーにして、患者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号といった患者の属性情報の他、既往症、アレルギー歴といった情報である。患者情報記憶部 32 は、患者情報の登録日や、確認日及び更新内容を記憶してもよい。

薬歴データ記憶部 33 は、薬歴データを記憶する記憶領域である。

薬歴データは、患者端末 4 から受信された処方データに基づいて、例えば、患者 ID をキーにして、薬歴データ、受信日といった情報を記憶する。

【0030】

薬局情報 DB 34 は、薬局情報を記憶する記憶領域である。

薬局情報 DB 34 は、例えば、都道府県ごとに薬局情報を有する医療機能情報提供制度（医療情報ネット）のサーバである薬局情報 DB サーバ（図示せず）に記憶された薬局情報のうち、例えば、薬局名、住所、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス、営業時間といった、少なくとも当該薬歴データ送信システム 100 で必要な項目の内容を、薬局情報 DB サーバから取得して記憶する。

情報管理サーバ 1 の制御部 10 は、例えば、週に 1 回等の予め決められたタイミングで、薬局情報 DB サーバをクロージングし、薬局情報 DB 34 の各項目の内容を更新するようにしてもよい。

データ通信 IF 39 は、通信ネットワーク N を介して、患者端末 4 や FAX サーバ 7a、電子メールサーバ 7b、図示しない薬局情報 DB サーバ等との通信を行うためのインタフェース部である。

【0031】

<患者端末 4>

図 1 に戻り、患者端末 4 は、患者が所持する、例えば、スマートフォンに代表されるコンピュータの機能を併せ持った携帯電話機等や、タブレット端末等の携帯型の端末である。図 3 に示すように、患者端末 4 は、制御部 40 と、記憶部 50 と、撮影部 55 と、GPS（Global Positioning System）受信部 56 と、タッチパネルディスプレイ 57 と、データ通信 IF 59 とを備える。

制御部 40 は、患者端末 4 の全体を制御する CPU である。制御部 40 は、記憶部 50 に記憶されている OS やアプリケーションプログラムを適宜読み出して実行することにより、上述したハードウェアと協働し、各種機能を実行する。

【0032】

制御部 40 は、薬歴データ出力部 41（薬歴データ出力手段）と、位置情報送信部 42（位置情報送信手段）と、薬局情報出力部 43（薬局情報出力手段）と、共有指示送信部 44（指示送信手段）と、患者情報送信部 46 と、処方データ取得部 48（処方データ取得手段）と、処方データ送信部 49（処方データ送信手段）とを備える。

薬歴データ出力部 41 は、情報管理サーバ 1 から受信した薬歴データ等を、タッチパネルディスプレイ 57 に出力する。

【0033】

位置情報送信部 42 は、患者端末 4 の現在位置情報を取得し、取得した現在位置情報を患者 ID と共に情報管理サーバ 1 に送信する。

薬局情報出力部 43 は、情報管理サーバ 1 から受信した薬局情報を、タッチパネルディスプレイ 57 に出力する。

共有指示送信部 44 は、薬局情報に示される薬局に対して薬歴データを共有するための指示情報を、情報管理サーバ 1 に送信する。

【0034】

患者情報送信部 46 は、患者情報を入力するための入力フォームにしたがって患者が入力した患者情報を、情報管理サーバ 1 に送信する。

10

20

30

40

50

処方データ取得部 48 は、患者が医療機関から受け取った処方箋 p (図 1 参照) から処方データを取得する。処方データ取得部 48 は、例えば、撮影部 55 により処方箋 p を撮影することで、処方箋 p の画像データを処方データとして取得してもよい。また、処方データ取得部 48 は、処方箋 p に印刷された QR コード (登録商標) 等のコード (図示せず) を、例えば、撮影部 55 を介して読み取ることで、処方データを取得してもよい。

処方データ送信部 49 は、処方データ取得部 48 により取得した処方データを、情報管理サーバ 1 に送信する。

【0035】

記憶部 50 は、制御部 40 が各種の処理を実行するために必要なプログラム、データ等を記憶するための半導体メモリ素子等の記憶領域である。

10

記憶部 50 は、プログラム記憶部 51 を備える。

プログラム記憶部 51 は、各種のプログラムを記憶する記憶領域である。プログラム記憶部 51 は、お薬手帳アプリ 51a を記憶する。お薬手帳アプリ 51a は、患者端末 4 の制御部 40 が実行する各種の機能を行うためのアプリケーションプログラム (アプリ) である。

【0036】

撮影部 55 は、撮影した画像を電気的信号に変換するものであり、例えば、CMOS や CCD 等の撮影素子を備えたカメラである。

GPS 受信部 56 は、例えば、衛星から受信した電波を利用して、患者端末 4 の現在の位置情報 (緯度及び経度) を計測するものである。

20

タッチパネルディスプレイ 57 は、液晶パネル等で構成される表示部としての機能と、患者の指等によるタッチ入力を検出する入力部としての機能とを有する。

データ通信 IF 59 は、通信ネットワーク N を介して、情報管理サーバ 1 等との通信を行うためのインタフェース部である。

【0037】

< FAX サーバ 7a >

FAX サーバ 7a は、情報管理サーバ 1 から送信先の FAX 番号と、送信するデータとを受信すると、受信した FAX 番号に対してデータを送信するサーバである。ここで、FAX 番号は、薬局に設けられた FAX 装置 8 の番号であり、データは、患者の薬歴データ等である。

30

【0038】

< 電子メールサーバ 7b >

電子メールサーバ 7b は、情報管理サーバ 1 から送信先の電子メールアドレスと、送信するデータとを受信すると、受信した電子メールアドレスに対してデータを送信するサーバである。ここで、電子メールアドレスは、薬局に設けられた PC 9 を着信先にするアドレスである。

【0039】

< FAX 装置 8 >

FAX 装置 8 は、薬局に設置されているものである。図 1 の例では、薬局 A には、複合機である FAX 装置 8A が設置されており、薬局 B には、電話機と一体になった FAX 装置 8B が設置されている。FAX 装置 8 は、薬局の規模によらず、多くの薬局に設置されている。

40

【0040】

< PC 9 >

PC 9 は、薬局に設置されているものである。図 1 の例では、薬局 C には、ノート型の PC 9C が設置されている。PC 9 は、電子メールを受信し表示するプログラムがインストールされていればよく、デスクトップ型であっても、タブレット型であってもよい。また、PC 9 は、レセプトコンピュータ等、他の業務で使用するコンピュータを兼ねてもよい。

【0041】

50

< 薬歴データ送信システム 100 の処理 >

次に、薬歴データ送信システム 100 による処理を説明する。

図 4 は、本実施形態に係る患者端末 4 での表示例を示す図である。

患者は、患者端末 4 にインストールされているお薬手帳アプリ 51a を起動させ、例えば、患者 ID とパスワードを用いてログインする。患者が、図示しないログイン画面において、自身の患者 ID 及びパスワードを入力することで、薬歴データ送信システム 100 では、ログイン処理を行うことができる。

【 0042 】

ログインに成功すると、患者端末 4 の制御部 40 は、例えば、図 4 (A) に示すメニュー画面 61 を、タッチパネルディスプレイ 57 に出力する。

ここで、図 4 (A) のメニュー画面 61 について説明する。

メニュー画面 61 は、この例では、ボタン 61a から 61c までの 3 つのボタンが設けられている。

ボタン 61a は、お薬手帳を表示するためのボタンである。ボタン 61a が選択されることで、患者端末 4 の制御部 40 (薬歴データ出力部 41) は、例えば、図 4 (B) に示すお薬手帳画面 62 を、タッチパネルディスプレイ 57 に出力する。

【 0043 】

ボタン 61b は、情報管理サーバ 1 に処方箋を登録するためのボタンである。ボタン 61b が選択されることで、患者端末 4 の制御部 40 (処方データ取得部 48、処方データ送信部 49) は、患者に交付された処方箋を読み取って、情報管理サーバ 1 に送信する処理を行う。

ボタン 61c は、情報管理サーバ 1 に患者情報を登録するためのボタンである。ボタン 61c が選択されることで、患者端末 4 の制御部 40 (患者情報送信部 46) は、患者情報を登録するための入力フォームを出力し、入力フォームに患者が入力した患者情報を、情報管理サーバ 1 に送信する処理を行う。

なお、処方箋の登録及び患者情報の登録に係る処理については、後述する。

【 0044 】

患者は、処方箋 p を持参して薬局に到着すると、お薬手帳アプリ 51a を起動させる。そうすると、患者端末 4 の制御部 40 は、図 4 (A) に例示したメニュー画面を出力する。そして、患者がボタン 61a を選択することで、患者端末 4 の制御部 40 (薬歴データ出力部 41) は、薬歴データ及び患者情報を「お薬手帳」として、タッチパネルディスプレイ 57 に出力させる (図 4 (B) 参照)。ここで、薬歴データ送信システム 100 は、ログインに成功すると、予め情報管理サーバ 1 の制御部 10 が、薬歴データ等を患者端末 4 に送信するものであってもよい。又は、患者がボタン 61a を選択することで、患者端末 4 の制御部 40 が薬歴データ等を情報管理サーバ 1 に依頼し、情報管理サーバ 1 の制御部 10 が、依頼に回答して薬歴データ等を患者端末 4 に送信してもよい。

【 0045 】

図 4 (B) に示すお薬手帳画面 62 は、薬歴データ及び患者情報をタッチパネルディスプレイ 57 に出力したものである。お薬手帳画面 62 には、ボタン 62a が設けられている。

ボタン 62a は、タッチパネルディスプレイ 57 に出力された薬歴データ及び患者情報を、薬剤師と共有するためのボタンである。ボタン 62a が選択されることで、薬歴データ送信システム 100 は、最寄りの薬局の FAX 装置 8 に対してお薬手帳の内容である薬歴データ等を送信する処理を行う。

【 0046 】

ここで、お薬手帳の内容である薬歴データ等を患者端末 4 の最寄りにある薬局の FAX 装置 8 に送信する処理について説明する。

図 5 は、本実施形態に係る情報管理サーバ 1 の薬歴データ提供処理を示すフローチャートである。

図 6 は、本実施形態に係る情報管理サーバ 1 の薬歴データ送信依頼処理を示すフローチャ

10

20

30

40

50

ートである。

【0047】

患者が、お薬手帳画面62にあるボタン62aを選択する操作をすることで、図5のステップS(以下、「S」という。)11において、患者端末4の制御部40は、薬歴データの共有指示を受け付ける。

S12において、制御部40(位置情報送信部42)は、GPS受信部56を介して現在位置情報を取得し、取得した現在位置情報と、患者IDとを、情報管理サーバ1に送信する。

【0048】

S13において、情報管理サーバ1の制御部10(位置情報受信部11)は、現在位置情報及び患者IDを受信する。 10

S14において、制御部10(薬局特定部12)は、現在位置情報の近傍位置にある薬局を、薬局情報DB34から特定する。制御部10は、現在位置情報と、薬局情報DB34に記憶されている薬局情報の住所とに基づいて、例えば、距離が100m以内にある薬局を、現在位置の近傍の薬局として特定する。

S15において、制御部10(薬局情報送信部13)は、特定した薬局の薬局情報を薬局情報DB34から取得して、患者端末4に送信する。

S16において、患者端末4の制御部40(薬局情報出力部43)は、情報管理サーバ1から薬局情報を受信したことに応じて、受信した薬局情報を含む、例えば、図4(C)に例示する確認画面63を、タッチパネルディスプレイ57に出力する。 20

【0049】

図4(C)の確認画面63は、薬局情報領域63aと、指示領域63bとを含む。薬局情報領域63aは、情報管理サーバ1から受信した薬局情報であり、薬局名、住所、営業時間等の各種情報を出力する領域である。指示領域63bは、薬局情報領域63aに示される薬局への薬歴データのFAX送信を指示するための操作領域である。患者が指示領域63bの「OK」ボタンを選択することで、制御部40は、データ送信の指示を受け付ける。また、患者が指示領域63bの「キャンセル」ボタンを選択することで、制御部40は、以降の処理を行わないように制御する。なお、確認画面63は、その他の薬局を検索するためのボタン等を含み、他の薬局を検索して出力するようにしてもよい。

また、図示していないが、確認画面63を出力する前に、患者がFAX送信か、電子メール送信かを指定する画面を出力してもよい。 30

さらに、薬局情報にある連絡先情報に基づいて、指示領域63bの文言を、FAX送信か、電子メール送信かのいずれかに切り替えてもよい。

【0050】

図5のS17において、制御部40(共有指示送信部44)は、データ送信の指示を受け付けたか否かを判断する。データ送信の指示を受け付けた場合(S17:YES)には、制御部40は、処理をS18に移す。他方、確認画面63(図4(C))において何らの指示を受け付けていない場合(S17:NO)には、制御部40は、本処理にとどまり、指示がされるのを待つ。

【0051】

S18において、制御部40(共有指示送信部44)は、指示情報を、情報管理サーバ1に対して送信する。指示情報は、患者IDと、薬局を特定可能な情報と、送信指示に係る情報とを含む。 40

S19において、情報管理サーバ1の制御部10(共有指示受信部14)は、患者端末4から指示情報を受信する。

S20において、制御部10は、薬歴データ送信依頼処理を行う。

【0052】

ここで、薬歴データ送信依頼処理について、図6に基づき説明する。

図6のS21において、制御部10(薬歴データ抽出部15)は、薬歴データ記憶部33から当該患者の薬歴データを抽出する。ここで、制御部10が抽出する薬歴データの数等 50

については、例えば、患者によって、又は、当該薬歴データ送信システム 100 の設定として、任意に設定できるようにしてもよい。例えば、直近 3 回分の薬歴データといった、明細数を設定してもよいし、直近半年分の薬歴データといった、期間を設定してもよいし、その両方の AND 条件であってもよい。

S 2 2 において、制御部 10 (患者情報抽出部 16) は、患者情報記憶部 32 から当該患者の患者情報を抽出する。

なお、図 4 (B) に示すお薬手帳画面 62 を表示させる際に抽出した薬歴データ及び患者情報を、制御部 10 が記憶部 30 に一時記憶させるようにしておけば、上記の S 2 1 及び S 2 2 の処理は不要である。

【0053】

S 2 3 において、制御部 10 (送信先情報取得部 17) は、指示情報に対応する薬局の送信先を取得する。

S 2 4 において、制御部 10 (送信先情報取得部 17) は、取得した連絡先が F A X 番号であるか否かを判断する。F A X 番号である場合 (S 2 4 : Y E S) には、制御部 10 は、処理を S 2 5 に移す。他方、F A X 番号ではない場合、つまり、電子メールアドレスである場合 (S 2 4 : N O) には、制御部 10 は、処理を S 2 6 に移す。

S 2 5 において、制御部 10 (データ送信依頼部 18) は、F A X サーバ 7 a に対して抽出した薬歴データと患者情報との送信を依頼する。その後、制御部 10 は、本処理を終了する。

他方、S 2 6 において、制御部 10 (データ送信依頼部 18) は、電子メールサーバ 7 b に対して、抽出した薬歴データと患者情報との送信を依頼する。その後、制御部 10 は、本処理を終了する。

【0054】

上記したように、多くの薬局には F A X 装置 8 が設置されているので、情報管理サーバ 1 の制御部 10 は、F A X 番号を送信先情報として取得することができる。しかし、一部の薬局において、電子メールでの受け取りを希望する場合 (例えば、F A X 番号が登録されていない場合等) には、情報管理サーバ 1 の制御部 10 は、電子メールアドレスを送信先情報として取得する。

よって、情報管理サーバ 1 は、F A X 送信を基本とするが、電子メールによっても患者の薬歴データ等を送信でき、各薬局において使い勝手のよい機器 (F A X 装置 8 又は P C 9) に出力されるので、利便性に優れたものになる。

【0055】

次に、薬歴データ送信システム 100 で薬局に送信される F A X の内容について説明する。

図 7 は、本実施形態に係る F A X 装置 8 に送信される F A X 書面 80 の構成例を示す図である。

図 8 は、本実施形態に係る F A X 書面の具体例を示す図である。

【0056】

図 7 に示す F A X 書面 80 は、領域 81 から 83 によって構成されている。

領域 81 は、F A X 書面 80 の個人情報に関する取扱記入部であり、定型の文書が挿入される。

領域 82 は、患者基本情報部であり、患者情報が挿入される。

領域 83 は、服薬履歴部であり、薬歴データが挿入される。

ここで、F A X の枚数は、領域 83 のデータ量により変動する。

【0057】

図 8 は、領域 82 に挿入される患者情報と、領域 83 に挿入される薬歴データとの例である。

患者情報は、氏名、性別、生年月日、住所といった患者の属性情報と、アレルギー歴、既往歴といった情報とを含む。なお、当該患者情報の確認日として、患者が最新に当該内容を確認した日付を記載してもよい。

10

20

30

40

50

薬歴データは、処方調剤情報 8 3 a と、1 つ以上の薬品情報 8 3 b とから構成されている。処方調剤情報 8 3 a は、調剤年月日と、処方箋の交付をした医療機関と、調剤をした薬局とを含む。薬品情報 8 3 b は、1 つの薬剤についての用量や用法を含む。薬歴データには、処方された薬剤の種類の数だけの薬品情報 8 3 b が含まれる。

【 0 0 5 8 】

F A X 書面 8 0 に含まれる領域 8 3 には、1 回分の薬歴データとして 1 つの処方調剤情報 8 3 a に対して 1 つ以上の薬品情報 8 3 b から構成されるものが、1 つ以上含まれることになる。

なお、ここでは、F A X 書面 8 0 を例に説明したが、電子メールによる送信においても、送られるデータの内容は、F A X 書面 8 0 と同等である。

10

【 0 0 5 9 】

薬局の薬剤師は、F A X 書面 8 0 を見ながら、患者に対して服薬指導等を行うことができる。また、F A X 書面 8 0 の場合、患者に対する服薬指導を終了した後は、当該 F A X 書面 8 0 を、シュレッダー等で破棄すればよく、個人情報の取り扱いの観点からも、優れたものになる。

【 0 0 6 0 】

次に、処方箋を登録する処理について説明する。

図 9 は、本実施形態に係る薬歴データ送信システムの処方箋登録処理を示すフローチャートである。

図 4 (A) に示すメニュー画面 6 1 において、ボタン 6 1 b が選択されることで、図 9 の S 4 1 において、患者端末 4 の制御部 4 0 は、処方箋登録を受け付ける。

20

S 4 2 において、制御部 4 0 (処方データ取得部 4 8) は、撮影部 5 5 を起動させ、処方箋を読み取り可能な状態にする。

【 0 0 6 1 】

S 4 3 において、制御部 4 0 (処方データ取得部 4 8) は、患者端末 4 に対する患者の操作によって、処方箋 p (図 1 参照) を読み取る。

S 4 4 において、制御部 4 0 (処方データ送信部 4 9) は、処方箋 p を読み取って得られた処方データを、情報管理サーバ 1 に送信する。その後、制御部 4 0 は、例えば、処方箋の登録ができた旨を、タッチパネルディスプレイ 5 7 に出力し、本処理を終了する。

S 4 5 において、情報管理サーバ 1 の制御部 1 0 は、処方データを受信する。

30

S 4 6 において、制御部 1 0 (薬歴データ登録部 2 0) は、受信した処方データに含まれる薬歴データを、患者 I D に対応付けて薬歴データ記憶部 3 3 に登録する。その後、制御部 1 0 は、本処理を終了する。

【 0 0 6 2 】

次に、患者情報を登録する処理について説明する。

図 1 0 は、本実施形態に係る薬歴データ送信システムの患者情報登録処理を示すフローチャートである。

図 4 (A) に示すメニュー画面 6 1 において、ボタン 6 1 c が選択されることで、図 1 0 の S 5 1 において、患者端末 4 の制御部 4 0 は、患者情報登録を受け付ける。

S 5 2 において、制御部 4 0 は、患者情報の照会を情報管理サーバ 1 に対して行う。具体的には、制御部 4 0 は、患者 I D を送信し、患者情報記憶部 3 2 に記憶された当該患者のデータの送信を依頼する。

40

【 0 0 6 3 】

S 5 3 において、情報管理サーバ 1 の制御部 1 0 (患者情報処理部 2 2) は、患者情報記憶部 3 2 に記憶された当該患者の患者情報を抽出する。

S 5 4 において、制御部 1 0 (患者情報処理部 2 2) は、所定の入力フォームに抽出した患者情報を反映させた入力フォームを生成し、患者端末 4 に送信する。なお、患者情報にデータが登録されていない項目の入力フォームは、ブランクになる。

S 5 5 において、患者端末 4 の制御部 4 0 は、情報管理サーバ 1 から入力フォームを受信し、タッチパネルディスプレイ 5 7 に出力する。

50

S 5 6 において、制御部 4 0 は、患者による入力フォームへの入力を受け付ける。

【 0 0 6 4 】

S 5 7 において、制御部 4 0 (患者情報送信部 4 6) は、患者による図示しない送信指示を受け付けたことに応じて、入力フォームに入力された患者情報を、情報管理サーバ 1 に送信する。その後、制御部 1 0 は、送信した旨をタッチパネルディスプレイ 5 7 に出力し、本処理を終了する。

S 5 8 において、情報管理サーバ 1 の制御部 1 0 (患者情報処理部 2 2) は、患者端末 4 から患者情報を受信する。

S 5 9 において、制御部 1 0 (患者情報処理部 2 2) は、患者情報記憶部 3 2 に受信した患者情報を記憶させる。その後、制御部 1 0 は、本処理を終了する。

10

【 0 0 6 5 】

このような患者情報の登録の仕組みにより、情報管理サーバ 1 の患者情報記憶部 3 2 に記憶される患者情報は、患者の状態が反映されたものにできる。なお、お薬手帳アプリ 5 1 a に、処方箋を登録する際に、患者情報の登録を行わないとできない機能を加えたり、定期的な患者情報の登録を促すメッセージを出力する機能を加えたりしてもよい。

【 0 0 6 6 】

このように、本実施形態の薬歴データ送信システム 1 0 0 によれば、以下のような効果がある。

(1) 患者端末 4 が現在位置情報を情報管理サーバ 1 に送信すると、情報管理サーバ 1 は、現在位置情報に基づいて、患者端末 4 の近傍位置にある薬局を特定し、F A Xサーバ 7 a に、特定した薬局の送信先情報を宛先にした、患者端末 4 の患者の薬歴データの送信を依頼する。

20

よって、患者端末 4 から現在位置情報を受信するだけで、患者端末 4 の患者がいる薬局の F A X装置 8 に、患者の薬歴データを送信できる。薬局では、F A X装置 8 に届いた F A X書面を確認することで、患者に過去に処方された薬剤を確認できるので、便利である。患者にとっても、煩雑な操作が不要であり、しかも、患者端末 4 を薬局の薬剤師に見せる必要がないため、利便性に優れたものにできる。

【 0 0 6 7 】

(2) 患者端末 4 は、患者が医療機関から受け取った処方箋を読み取って、取得した処方データを、情報管理サーバ 1 に送信すると、情報管理サーバ 1 は、処方データに含まれる薬歴データを、患者 I D に対応付けて薬歴データ記憶部 3 3 に登録する。

30

よって、F A X装置 8 に送信する薬歴データを、患者が患者端末 4 を用いて読み取るだけで、薬歴データ記憶部 3 3 に登録することができる。また、薬歴データを、早いタイミングで薬歴データ記憶部 3 3 に登録することができる。

【 0 0 6 8 】

(3) 情報管理サーバ 1 は、患者端末 4 の現在位置情報により特定した薬局に係る薬局情報を、薬局情報 D B 3 4 から取得して、患者端末 4 に送信し、患者端末 4 は、薬局情報を出力する。そして、患者端末 4 は、薬局情報に示される薬局への薬歴データの送信に係る指示情報を、情報管理サーバ 1 に送信することで、情報管理サーバ 1 は、指示情報を受け付けた場合に、薬歴データの送信を、当該薬局の F A X装置 8 に送信する。

40

よって、患者は、薬歴データを送信する薬局を確認した上で、薬局の F A X装置 8 に薬歴データを送信できるので、送信すべき薬局に確実に情報を送信できる。

【 0 0 6 9 】

(4) 情報管理サーバ 1 は、患者の既往歴及びアレルギー歴を含む患者情報を、患者 I D に対応付けて記憶した患者情報記憶部 3 2 から患者情報を抽出し、抽出した当該患者の患者情報の送信を、薬歴データの送信と共に F A Xサーバ 7 a に対して行う。

よって、薬局では、F A X装置 8 から患者の薬歴データと共に患者情報を見ることができるので、服薬指導等を行うのに有用な情報を、一緒に得ることができて便利である。

【 0 0 7 0 】

(5) 情報管理サーバ 1 は、患者端末 4 に患者情報を入力するための入力フォームを送信

50

し、入力フォームにしたがって入力された患者情報を、患者端末4から受信して患者情報記憶部32に記憶する。

よって、患者は、入力フォームにしたがって患者情報を入力すればよく、入力がしやすいものにできる。また、患者が入力した患者情報を、患者情報記憶部32に記憶し、記憶された患者情報が、薬歴データと共に薬局に送信されるので、問診票と同様の役割を果たすことができる。

【0071】

以上、本発明の実施形態について説明したが、本発明は上述した実施形態に限定されるものではない。また、実施形態に記載した効果は、本発明から生じる最も好適な効果を列挙したに過ぎず、本発明による効果は、実施形態に記載したものに限定されない。なお、上述した実施形態及び後述する変形形態は、適宜組み合わせることもできるが、詳細な説明は省略する。

10

【0072】

(変形形態)

(1)本実施形態では、薬歴データは、患者端末4が処方箋を読み取ることで処方データから得るものを例に説明したが、これに限定されない。例えば、情報管理サーバが、レセプトデータを記憶したレセプトDBを備え、レセプトDBから各患者の薬歴データを得るようにしてもよい。但し、レセプトDBは、各健康保険組合等から得たレセプトデータを登録したものであるため、登録までにタイムラグが生じる。そのため、患者端末4から得られる処方データと、レセプトDBのレセプトデータとをマージして、薬歴データ記憶部に記憶してもよい。そのようにすれば、万が一患者が登録し忘れた場合であっても、後追いつながらレセプトデータにより薬歴データが記憶されるため、データの漏れが少ないものにできる。

20

【0073】

(2)本実施形態では、患者端末の現在位置情報に近傍の薬局が1つに特定され、特定された薬局の薬局情報を患者端末に出力するものを例に説明したが、これに限定されない。例えば、患者端末の現在位置情報により複数の薬局が特定される場合には、情報管理サーバは、複数の薬局の薬局情報を、患者端末に送信し、薬局端末では、現在位置情報との距離に基づいて、例えば、距離が近い順に薬局情報を出力してもよい。そのようにすれば、患者は、複数の薬局の薬局情報から、自身のいる薬局を選んで、FAX送信の指示をすることができ、複数の薬局の薬局情報は、現在位置情報からの距離に基づいて出力されるので、患者がいる薬局を、見つけやすくすることができる。

30

【0074】

(3)本実施形態では、情報管理サーバが、FAXサーバや、電子メールサーバに薬歴データ等の送信を依頼するものを例に説明したが、これに限定されない。情報管理サーバに、FAXサーバや、電子メールサーバの機能を有するようにすれば、情報管理サーバから薬局の装置(FAX装置、PC等)に直接送信できる。

【0075】

(4)本実施形態では、患者端末の現在位置情報を、GPS受信部が受信した電波から得るものを例に説明したが、これに限定されない。例えば、w i - f i基地局の電波等を用いて現在位置情報を取得してもよく、現在位置情報の取得方法については、どのような手段を使ってもよい。

40

【0076】

(5)本実施形態では、患者端末による処方データの取得方法として、撮影部を用いて取得するものを例に説明したが、これに限定されない。例えば、入力フォームにしたがって、患者が処方箋に記載された情報を入力する等であってもよい。

【0077】

(6)本実施形態では、薬局情報DB34を参照して、薬局情報を取得するものを例に説明したが、これに限定されない。情報管理サーバが薬局情報DBサーバから直接データを取得するようにしてもよい。

50

【 0 0 7 8 】

(7) 本実施形態では、患者が薬局にいることを前提として説明したが、これに限定されない。患者が薬局に向かっている間や、医療機関にいる間に、薬歴データ送信システム 1 0 0 を用いてもよい。その場合、現在位置情報から得られる薬局情報は、患者の現在位置に近傍の薬局に係る情報になるので、患者は、今いる場所に近い位置の薬局を知ることができる。また、他の薬局を検索する場合に、検索機能として、薬局情報に有する各種情報（例えば、バリアフリー、駐車場あり等）を条件として選ぶことができるようにすると、患者が希望する薬局が探せて便利である。

【 0 0 7 9 】

(8) 本実施形態では、患者端末にお薬手帳アプリをインストールしておき、アプリを起動することで処理を行うものを例に説明したが、これに限定されない。患者端末で、例えば、Webブラウザを起動させ、情報管理サーバとの間でWebを用いた通信をすることで、患者端末がお薬手帳アプリと同様の処理を行うものであってもよい。

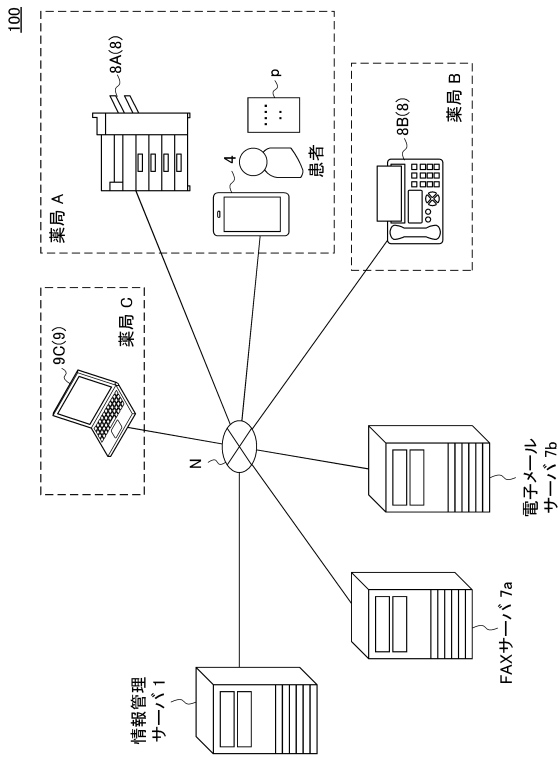
【 符号の説明 】

【 0 0 8 0 】

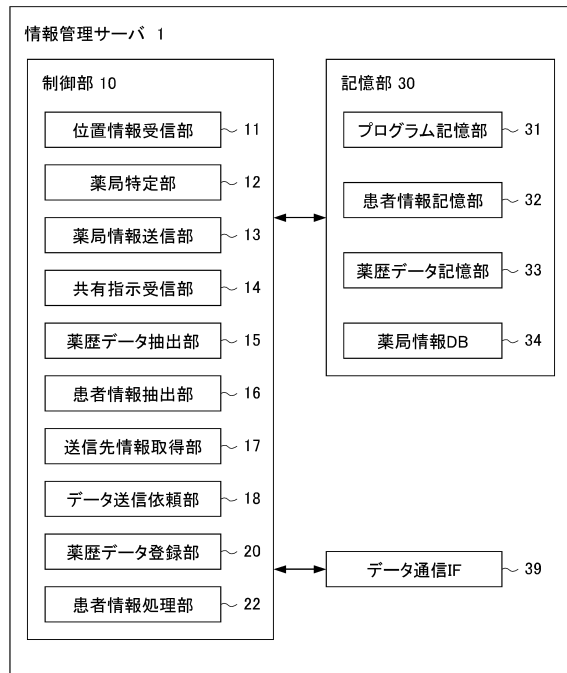
1	情報管理サーバ	
4	患者端末	
7 a	F A X サーバ	
7 b	電子メールサーバ	
8 , 8 A , 8 B	F A X 装置	20
9 , 9 C	P C	
1 0 , 4 0	制御部	
1 1	位置情報受信部	
1 2	薬局特定部	
1 3	薬局情報送信部	
1 5	薬歴データ抽出部	
1 6	患者情報抽出部	
1 7	送信先情報取得部	
1 8	データ送信依頼部	
2 0	薬歴データ登録部	30
2 2	患者情報処理部	
3 0 , 5 0	記憶部	
3 2	患者情報記憶部	
3 3	薬歴データ記憶部	
3 4	薬局情報 D B	
4 1	薬歴データ出力部	
4 2	位置情報送信部	
4 3	薬局情報出力部	
4 4	共有指示送信部	
4 8	処方データ取得部	40
4 9	処方データ送信部	
5 1 a	お薬手帳アプリ	
5 5	撮影部	
5 6	G P S 受信部	
5 7	タッチパネルディスプレイ	
1 0 0	薬歴データ送信システム	
N	通信ネットワーク	

【図面】

【図 1】



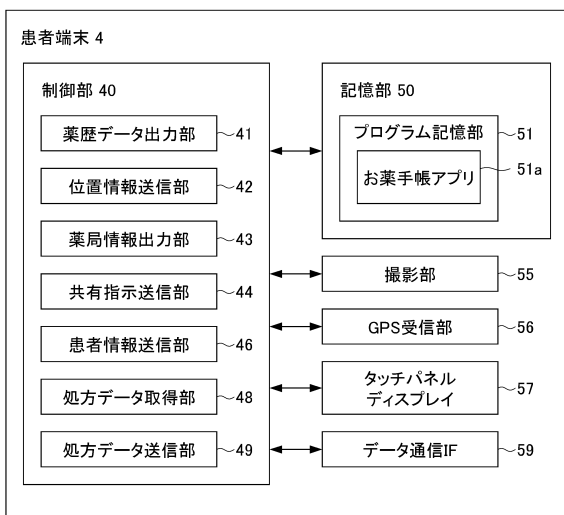
【図 2】



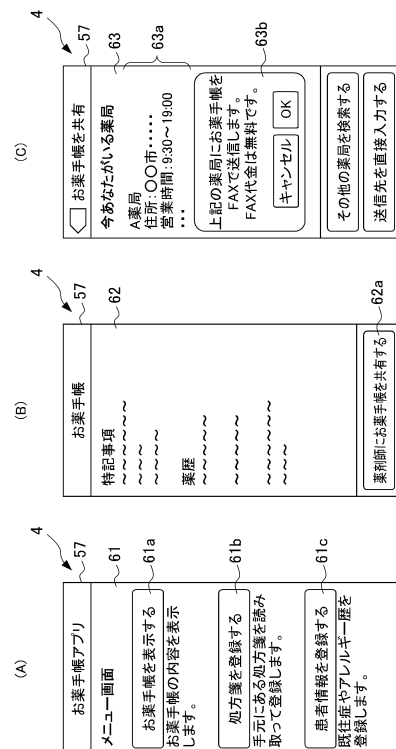
10

20

【図 3】



【図 4】

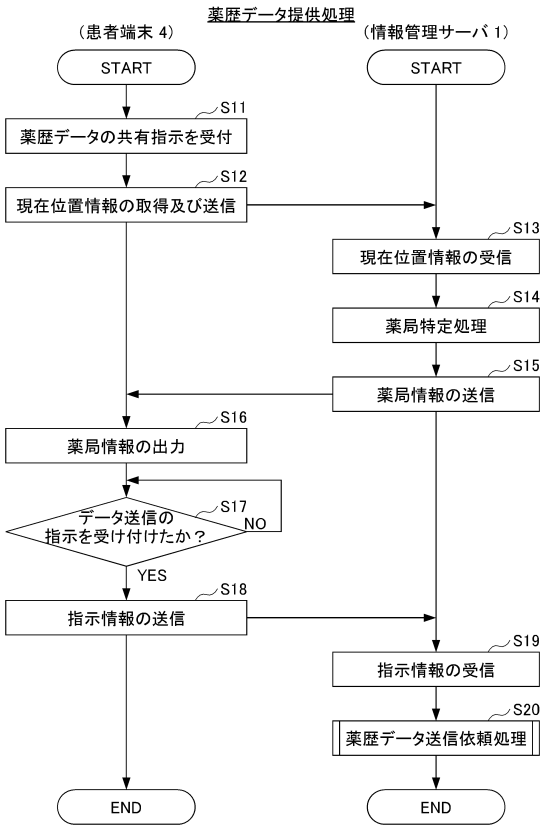


30

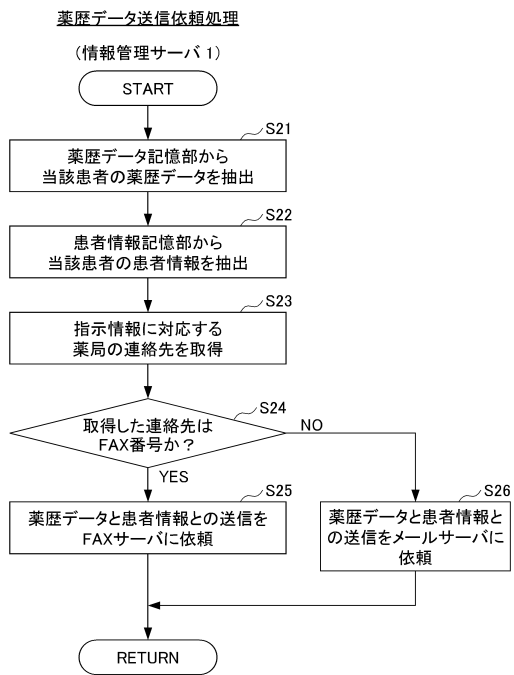
40

50

【 図 5 】



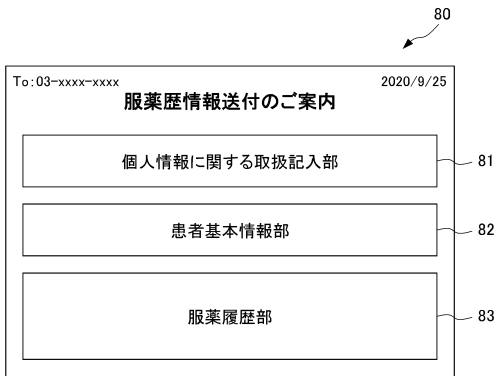
【 図 6 】



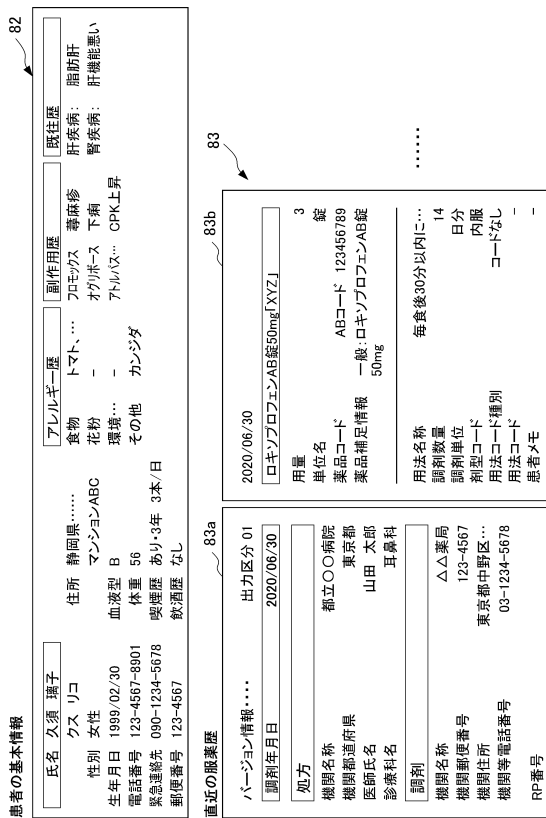
10

20

【 図 7 】



【 図 8 】

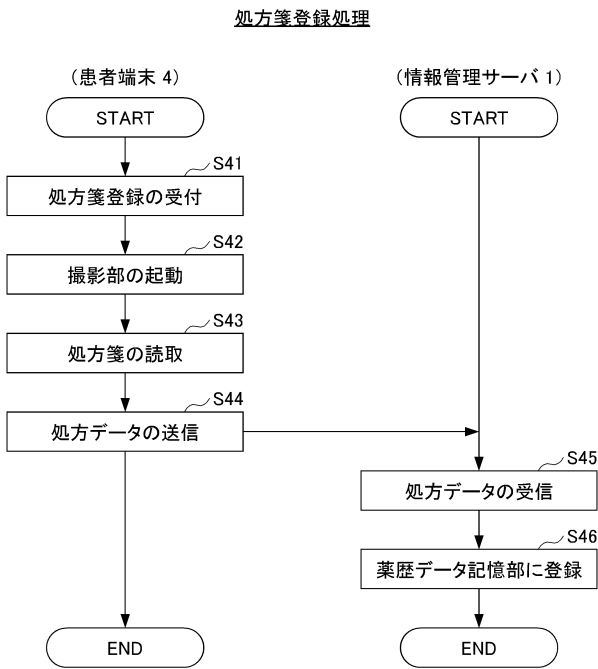


30

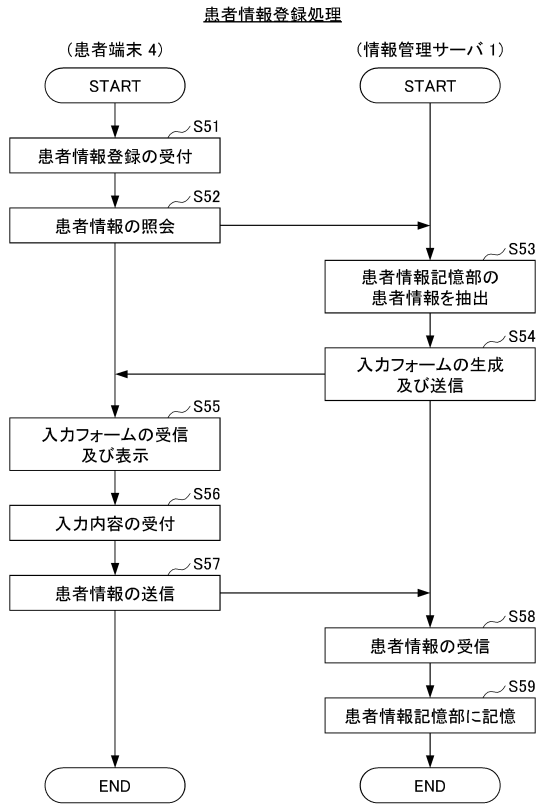
40

50

【 図 9 】



【 図 10 】



10

20

30

40

50